七　第二十五条の二第七号の放爆用トンネル

八　第二十五条の二第八号の火薬庫の側面及び底面の地盤の厚さ

九　第二十五条の二第九号及び第十号の土かぶり

十　第二十五条の二第十一号の警戒設備

6　地上式二級火薬庫の基準

一　［略］

二　第二十六条第一項第一号の火薬庫の構造

三・四　［略］

五　第二十六条第一項第二号の避雷装置

六　第二十六条第一項第三号の土堤

七　放爆用トンネルの設置の状況を、目視等及び図面により検査し、及び放爆用トンネルの断面積を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の値を満たしていることが目視等又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視等又は図面による検査に替えることができる。

八　火薬庫の側面及び底面の地盤の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の厚さを満たしていることが目視等又は図面により容易に判断できる場合に限り、目視等又は図面による検査に替えることができる。

九　火薬庫の土かぶりの状況を、目視等及び図面により検査し、及び当該土かぶりを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の厚さを満たしていることが目視等又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視等又は図面による検査に替えることができる。

十　警戒設備の設置の状況を、目視等及び図面により検査する。

一　［略］

二　火薬庫の構造、材質並びに盗難及び火災を防止するための措置の状況を、目視等及び図面により検査する。

三・四　［略］

五　避雷装置の有無を、目視等により検査する。

六　土堤の有無を、目視等により検査する。

七　第二十五条の二第七号の放爆用トンネル

八　第二十五条の二第八号の火薬庫の側面及び底面の地盤の厚さ

九　第二十五条の二第九号及び第十号の土かぶり

十　第二十五条の二第十一号の警戒設備

6　地上式二級火薬庫の基準

一　［略］

二　第二十六条第一項第一号の火薬庫の構造

三・四　［略］

五　第二十六条第一項第二号の避雷装置

六　第二十六条第一項第三号の土堤

七　放爆用トンネルの設置の状況を、目視及び図面により検査し、及び放爆用トンネルの断面積を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の値を満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。

八　火薬庫の側面及び底面の地盤の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の厚さを満たしていることが目視又は図面により容易に判断できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。

九　火薬庫の土かぶりの状況を、目視及び図面により検査し、及び当該土かぶりを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の厚さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。

十　警戒設備の設置の状況を、目視及び図面により検査する。

一　［略］

二　火薬庫の構造、材質並びに盗難及び火災を防止するための措置の状況を、目視及び図面により検査する。

三・四　［略］

五　避雷装置の有無を、目視により検査する。

六　土堤の有無を、目視により検査する。